

告示第 37-1 号

木曾寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

(木曾広域連合長署名・印)

平成 19 年木曾広域連合条例第 15 号

木曾寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木曾寮の設置及び管理に関する条例（平成 11 年木曾広域連合条例第 31 号）の一部を下記のとおり改正する。

記

木曾寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正後	改正前
(事業) 第 3 条 木曾寮は、次に掲げる事業を行う。 (1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の規定による市町村の委託に基づく入所者の養護並びに介護 (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づく介護福祉施設サービス事業、短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業、 <u>訪問介護事業、居宅介護支援事業、介護予防訪問介護事業、夜間対応型訪問介護事業、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護事業</u> (3) (略)	(事業) 第 3 条 木曾寮は、次に掲げる事業を行う。 (1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の規定による市町村の委託に基づく入所者の養護並びに介護 (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づく介護福祉施設サービス事業、短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業、 <u>訪問介護事業、</u> <u>介護予防訪問介護事業、夜間対応型訪問介護事業、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護事業</u> (3) (略)

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。